

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号 74

許認可等の内容		毒物又は劇物の販売業の登録の更新
根拠法令及び条項		毒物及び劇物取締法第4条第3項
審 査 基 準	関係条項	毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4第2項
	基準 (未設定の場合は その理由)	・茅ヶ崎市毒物劇物販売業等登録審査基準及び指導基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定(令和2年4月1日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 18日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成29年4月 1日設定(年 月 日最終変更)